

藤沢市議会局設置条例の制定について
藤沢市議会事務局設置条例の全部を次のように改正する。

令和6年12月2日提出

議会議員	山	口	政	哉
同	安	藤	好	幸
同	佐	賀	和	樹
同	柳	沢	潤	次
同	町	田	輝	佳
同	松	尾	宏	之
同	大	矢		徹
同	原	田		建
同	友	田	宗	也
同	森	井	健	太郎
同	西	川	誠	志
同	佐	野		洋

藤沢市議会局設置条例

藤沢市議会事務局設置条例（昭和25年藤沢市条例第41号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、
藤沢市議会に事務局として、議会局を設置する。

（議会局の職員）

第2条 議会局に局長及び書記のほか必要な職員を置く。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 3 8 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（藤沢市議会基本条例の一部改正）

2 藤沢市議会基本条例（平成 2 5 年藤沢市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 章 議会事務局等の体制整備」を「第 8 章 議会局等の体制整備」に改める。

「第 8 章 議会事務局等の体制整備」を「第 8 章 議会局等の体制整備」に改める。

第 2 0 条中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（藤沢市職員定数条例の一部改正）

3 藤沢市職員定数条例（昭和 2 4 年藤沢市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「議会事務局職員」を「議会局職員」に改める。

（藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正）

4 藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年藤沢市条例第 6 号）を次のように改正する。

別表第 6 等級別基準職務表 1 行政職給料表（1）等級別基準職務表中「議会事務局」を「議会局」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、議会の事務局について、議会局とし、議会機能の充実・強化を図る必要による。